

山口県報

平成28年
4月22日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....一
 - 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正(給与厚生課).....二
 - 指定代理納付者の指定(税務課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課).....二
 - 道路の位置の指定(建築指導課).....三
- 公告
 - 平成二十八年年度危険物取扱者保安講習の実施(消防保安課).....三
 - 平成二十八年年度消防設備士講習の実施(消防保安課).....四
 - 特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....五
 - 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....六
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(五件)(商政課).....七
 - 県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....七
 - 契約の締結(水産振興課).....六
 - 公共測量の実施の終了(監理課).....六
- 労委公告
 - 山口県労働委員会のおっせん員候補者.....六

山口県告示第百二十五号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示(平成四年山口県告示第六百五十三号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、平成二十八年五月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中「四、四七五円」を「四、六八八円」に、「一三、〇〇五円」を「一三、二〇七円」に、「五、〇三〇円」を「五、一七三円」に、「五、五八五円」を「五、七二一円」に、「一三、五七三円」を「一三、五八九円」に、「六、〇六九円」を「六、一三九円」に、「一六、一九二円」を「一六、三二二円」に、「六、四七五円」を「六、五七二円」に、「一八、六八〇円」を「一八、八〇三円」に、「六、七二九円」を「六、七五〇円」に、「二一、四七二円」を「二一、三五五円」に、「六、六五四円」を「六、八六五円」に、「二三、九八四円」を「二三、九二四円」に、「六、四七四円」を「六、七三八円」に、「二五、一九一円」を「二五、二二四円」に、「五、八七八円」を「六、〇五七円」に、「二四、一三九円」を「二四、七四七円」に、「四、七三一元」を「四、九一六円」に、「一九、三八五円」を「一九、九三五円」に、「一五、九九一元」を「一五、五七九円」に改める。

山口県告示第百二十六号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示(平成八年山口県告示第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二

第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

表常時介護を要する状態の項中、「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に、「五万六千七百九十円」を「五万七千三十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中、「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

山口県告示第二百二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入
やまぐち県チャレンジ寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）
- 三 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間

山口県告示第二百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関名称	所在地	廃止年月日
たむら内科医院	山口市大内長野八〇五の五	平成二八、二、二九
村本医院	〃 中央二丁目六番一一号	平成二七、一一、三一
長沼医院	周南市大字米光九五	平成二八、二、二九
山口医院	〃 五月町六番七号	〃 〃 一六
石田歯科	防府市牟礼今宿一丁目七番五号	〃 〃 二八
山一薬局アルク山口店	山口市中央四丁目六番一号	〃 〃 二一

山口県告示第二百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関名称	所在地	指定年月日
医療法人たむら内科医院	山口市大内長野八〇五の五	平成二八、三、一
さつか整形外科クリニック	〃 小郡下郷二二二〇の一	〃 〃 四、〃
村本医院	〃 中央二丁目六番一一号	〃 〃 一、〃
まつい内科クリニック	岩国市山手町一丁目二番二五号	〃 〃 四、〃
山口医院	周南市五月町六番七号	〃 〃 二、一七
たんぼば薬局	岩国市山手町一丁目二番三三号	〃 〃 四、一

山口県告示第二百三十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

医療機関名称	所在地	指定辞退年月日
広上歯科医院	岩国市今津町三丁目一七番四号	平成二八、四、五

年度消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

- (一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類
- (二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類
- (三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

(一) 消火設備

- 平成二八、九、一四 午前九時三十分から午後五時まで
山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県婦人教育文化会館
- 〃 〃 一五 〃 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(二) 警報設備

- 平成二八、一〇、一八 午前九時三十分から午後五時まで
宇部市大字川上七四
山口宇部農業協同組合
- 〃 〃 一九 〃 〃
山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県婦人教育文化会館
- 〃 〃 二〇 〃 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(三) 避難設備・消火器

- 平成二八、一〇、二五 午前九時三十分から午後五時まで
山口市湯田温泉五丁目一番一号
山口県婦人教育文化会館
- 〃 〃 二六 〃 〃
宇部市大字川上七四
山口宇部農業協同組合
- 〃 〃 二七 〃 〃
周南市鼓海二丁目一八の二四
公益財団法人周南地域地場産業振興センター

三 講習の科目

- (一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

- 一 の種類講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成二十八年七月二十日(水曜日)から同年八月十五日(月曜日)までの間に、山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二)一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

- (一) 受講申請書
- (二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
- 七 受講手数料
講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三―二三九九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三―七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一七二) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 特別保護地区の名称

菅野湖鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

菅野湖鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三〇二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、オシドリ及びマガモが越冬のため渡来する菅野湖並びにコナラ、スダジイ等の広葉樹を中心とした森林を有し、オシドリ、ウグイス等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十八年四月二十二日から同年五月六日まで

六 縦覧の場所

山口県周南農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(一七二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年四月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス秋根東店
所在地 下関市秋根東町二丁目一四番三号

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年十二月二日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、五二六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
五二台

(二) 駐輪場の収容台数
一〇台

(三) 荷さばき施設の面積
二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前一〇時	午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成二十八年四月一日

(一七三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年四月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ吉敷店

所在地 山口市大字吉敷二五七五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社 富永 幸朗

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五

富永 幸朗

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一	変 更 後	広島市南区段原南一丁目三番五二号
大規模小売店舗を設置する者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十八年四月一日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ吉敷店
 所在地 山口市大字吉敷二五七五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社 富永 幸朗

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	岩本 隆雄	変 更 後	加栗 章男
大規模小売店舗を設置する者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十八年四月一日

五 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ吉敷店

所在地 山口市大字吉敷二五七五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社 富永 幸朗

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	周南市福川三丁目一八番二二号	変 更 後	周南市下一の井手五六三六の五
大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社岩崎宏健堂	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十八年四月一日

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ玖珂店
所在地 岩国市玖珂町五一四九の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社三矢	変更後
--------------------------------------	---------------	-----

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十四年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ玖珂店
所在地 岩国市玖珂町五一四九の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
--------------------------------------	-----	-----

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	岩本 隆雄	加栗 章男
---	----------------	-------	-------

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ玖珂店
所在地 岩国市玖珂町五一四九の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称	変更前 玖珂ショッピングセンター	変更後 マックスバリュ玖珂店
-----------------------	---------------------	-------------------

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十八年三月一日

(二七五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年四月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 レッツ光ショッピングセンター
 所在地 光市浅江三丁目二番一〇号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

株式会社ミコー食品 岩国市周東町上久原三三四の五

松田 清治

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	国際貿易株式会社	南 恵介	重岡 敬之

四 届出年月日

平成二十八年四月一日

五 変更年月日

平成二十六年二月二十二日

(一七六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年四月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン厚狭ショッピングセンター
 所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

- マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男 株式会社
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号

四 届出年月日

平成二十八年四月一日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン厚狭ショッピングセンター

所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	岩本 隆雄	加栗 章男

四 届出年月日

平成二十八年四月一日

五 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン厚狭ショッピングセンター
 所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ハーティウオントツ	変更前 福岡 慎二	変更後 村上 正一
--------------------------------------	--	--------------	--------------

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
 五 変更年月日
 平成二十七年八月七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン厚狭ショッピングセンター
 所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 株式会社ハーティウオントツ	変 更 後 株式会社ツルハグループ ラック&ファーマシー西日本
--------------------------------------	------------------------	---------------------------------------

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
 五 変更年月日
 平成二十七年八月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン厚狭ショッピングセンター
 所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ツルハグループ ラック&ファーマシー西日本	変更前 広島市中区八丁堀一 番八号	変更後 広島市西区井口明神 一丁目一番一〇号
----------------------------------	---	-------------------------	------------------------------

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
 五 変更年月日
 平成二十八年一月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン厚狭ショッピングセンター
 所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗の名称	変 更 前 イオンタウン厚狭ショッピング センター	変 更 後 イオン厚狭ショッピングセン ター
-----------------------	---------------------------------	------------------------------

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
 五 変更年月日

平成二十八年三月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 イオン小野田ショッピングセンター
 所在地 山陽小野田市大字高泊二二五六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社
 コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇一の一 正田直太郎
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社エムティシステム	株式会社チヨダ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	東京都杉並区成田東四丁目三九番八号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	舟橋 政男

- 四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
- 五 変更年月日
 平成十七年十月二十二日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 イオン小野田ショッピングセンター
 所在地 山陽小野田市大字高泊二二五六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社

- コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇一の一
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	〃	大阪府堺市鳳東町四丁四〇一の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 イオン小野田ショッピングセンター
 所在地 山陽小野田市大字高泊二二五六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社
 コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇一の一 正田直太郎
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社キャンドウ	株式会社大創産業
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	矢野 博文

四 届出年月日

五 平成二十八年四月一日
変更年月日
平成十八年四月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字高泊二二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社

三 変更に係る事項の概要
コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇の一 疋田直太郎

大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	マックスバリュ西日本株式会 社	兵庫県姫路市三左衛 門堀東の町二二一	広島市南区段原南一 丁目三番五二号
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字高泊二二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社

三 変更に係る事項の概要
コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇の一 疋田直太郎

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	マックスバリュ西日本株式会 社	岩本 隆雄	加栗 章男
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字高泊二二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社

三 変更に係る事項の概要
コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇の一 疋田直太郎

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社岩崎宏健堂	周南市福川三丁目一 八番二二号	周南市下一の井手五 六三六の五
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十五年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字高泊二二五六
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇の一 正田直太郎

三 変更に係る事項の概要
コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇の一 正田直太郎

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	正田 耕造		正田直太郎
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃		〃

四 届出年月日
平成二十八年四月一日

五 変更年月日
平成二十五年十一月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン小野田ショッピングセンター
所在地 山陽小野田市大字高泊二二五六
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇の一 正田直太郎

三 変更に係る事項の概要
コーナン商事株式会社 堺市西区鳳東町四丁四〇の一 正田直太郎

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	イオンタウン小野田店	イオン小野田ショッピングセンター

四 届出年月日

平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十八年三月一日

(二七七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年四月二十二日から同年八月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン平生

所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
三井住友ファイナンス& リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 川村 嘉則
平生町 熊毛郡平生町大字平生町二〇の一 山田 健一

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号

四 届出年月日

平成二十八年四月一日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオンタウン平生

所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

三井住友ファイナンス& リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 川村 嘉則

平生町 熊毛郡平生町大字平生町二二〇の一 山田 健一
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更前	変更後
イオン株式会社			

届出年月日 平成二十八年四月一日
 変更年月日 平成二十四年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン平生
 所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
 三井住友ファイナンス& リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 川村 嘉則
 平生町 熊毛郡平生町大字平生町二二〇の一 山田 健一

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
ロックショッピングタウン平生			

届出年月日 平成二十八年四月一日
 変更年月日 平成二十五年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン平生
 所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 三井住友ファイナンス& リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目三番二号 川村 嘉則
 平生町 熊毛郡平生町大字平生町二二〇の一 山田 健一

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更前	変更後
マックスバリュ西日本株式会社			

届出年月日 平成二十八年四月一日
 変更年月日 平成二十五年五月二十二日

(二七八) 県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間 県営長穂地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し

三 縦覧の場所 平成二十八年四月二十五日から同年五月十六日まで

山口県農林水産部農村整備課

(二七九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 百九十八万五千キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十八年三月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

二千九百三十六万三千三百三十九円

七 入札公告日

平成二十八年二月二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県下関水産振興局長 大嶋 弘行

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(二八〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宇部市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年四月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

宇部市

三 作業の期間

平成二十五年十一月二十五日から平成二十八年三月三十一日まで

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

宇部市床波五丁目

三 作業の期間

平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月三十一日まで



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十八年四月十四日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十八年四月二十二日

山口県労働委員会会長 山 元 浩

氏 名

山元 浩 山口県労働委員会公益委員
弁護士

歴

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
西南学院大学法学部教授

近本佐知子 山口県労働委員会公益委員
弁護士

中村友次郎	山口県労働委員会公益委員 弁護士
平中 貫一	山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授
網戸 茂	山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合副執行委員長
岡本 博之	山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
鶴岡 純枝	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会常任執行委員
中繁 尊範	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
山近 和浩	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
田中 一郎	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
羽嶋 等	山口県労働委員会使用者委員 防府鉄工業協同組合理事長
松浦 秀子	山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
六角 朋生	山口県労働委員会使用者委員 宇部物流サービス株式会社代表取締役社長
安本 公二	山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問
大田 明登	前山口県労働委員会公益委員
北本 時枝	前山口県労働委員会公益委員
杉本 郁夫	前山口県労働委員会労働者委員
藤岡 啓介	前山口県労働委員会労働者委員
正木 宏明	前山口県労働委員会使用者委員
相島 満久	山口県労働委員会事務局長
佐藤 和代	山口県労働委員会事務局次長

平成二十八年四月二十二日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市